

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年4月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年5月9日から同月30日まで縦覧に供する。

平成23年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
綾川町	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中池地区	綾川町経済課
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 菰池地区	”